



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

栃木労働局

Press Release

報道関係者 各位

令和3年8月 31 日

【照会先】

栃木労働局雇用環境・均等室

室 長 相川 武志

地方待遇改善推進指導官 渡邊 宏子

(電話) 028-633-2795 (FAX) 028-637-5998

「栃木県内企業 働き方改革取組調査 ～同一労働同一賃金～」 を実施します。

事業主の皆さまのご協力をお待ちしております！！

結果公表は、とちぎ公労使協働宣言実現会議で！

栃木労働局（局長 藤浪 竜哉）は、栃木県内企業の働き方改革（同一労働同一賃金）に関する取組状況調査を実施します（調査委託：株式会社日本リサーチセンター）。本調査について、自治体、経済団体、栃木働き方改革推進支援センター等の関係機関と連携し実施してまいりますので、事業主の皆さまにおかれては、ぜひ調査への回答にご協力をお願いいたします。皆さまからのご協力、ご回答をお待ちしております。

なお、本調査の結果は、関係機関を構成委員とする「とちぎ公労使協働宣言実現会議」で公表することとしており、公表された結果をもとに当局は「正社員と非正規雇用労働者との待遇の見直し」について、事業主の皆さまへの支援を充実してまいります。

《 概 要 》

○調査名

栃木県内企業の働き方改革（同一労働同一賃金）に関する取組状況についてのアンケート 【無記名の Web 調査】

○趣旨

栃木県内企業の働き方改革（同一労働同一賃金）に関する取組状況を把握し、調査結果をもとに「正社員と非正規雇用労働者との待遇の見直し」について、事業主への支援の充実を図っていきます。

※調査への回答方法、調査期間、結果公表、調査にご協力いただいた皆さまへのお知らせについては次ページに記載

《 つづき 》

○調査への回答方法

- 1 調査サイトにアクセスをお願いします。
<https://www14.cyber.nrc.co.jp/gtw/tochigi20210803/>
- 2 タイトル「栃木県内企業の働き方改革（同一労働同一賃金）に関する取組状況についてのアンケート」のサイトに接続されます。注意事項、栃木労働局からのお願い等が表示されますので、確認の上、「次へ」をクリックしてください。
- 3 設問 Q1～Q10 がありますので、回答へのご協力をお願いします。回答の選択肢をクリックし、確認の上、「次へ」をクリックしてください。
- 4 全ての設問に回答すると、選択した回答が確認できます。内容に間違いがないか確認の上、問題なければ「完了」をクリックしてください。
- 5 これで調査は終了になります。ご協力ありがとうございます。



○調査期間 令和3年9月1日～令和3年9月30日

○結果公表 とちぎ公労使協働宣言実現会議（10月以降を予定）にて公表

○調査にご協力いただいた皆さまへ

栃木労働局及び栃木働き方改革推進支援センターでは、取組手順書、助成金等各種ツールを活用し、事業主の皆さまの同一労働同一賃金への取組を支援してまいります。

本調査を通じて、自社の取組に不足を感じたり、取組を進めていきたいとお考えの皆さま、まずは以下の連絡先までお問合せください。電話相談、個別訪問等により各種ツールの活用について支援いたします。

※本調査にかかわらず、事業主の皆さまの同一労働同一賃金への取組を支援しておりますのでお気軽にお問い合わせください。

【問合せ先】

栃木労働局雇用環境・均等室	☎ 028-633-2795
栃木働き方改革推進支援センター	☎ 0800-800-8100
県北出張所	☎ 0800-800-8103
県南出張所	☎ 0800-800-8104

【添付資料】

- ・「栃木県内企業 働き方改革取組調査 ～同一労働同一賃金～」協力依頼チラシ
- ・とちぎ公労使協働宣言実現会議設置要綱
- ・中小企業のみなさまへ 働き方に関する法律の施行日のご案内
- ・中小企業・小規模事業者等の皆さま 栃木働き方改革推進支援センターのご案内

栃木県内企業 働き方改革取組調査 ～同一労働同一賃金～

調査期間【9/1～9/30】 Web調査



バランスの取れた待遇を！（均等・均衡待遇）

栃木労働局は、栃木県内企業の働き方改革（同一労働同一賃金）の取組状況を調査し、その結果をもとに事業主の皆さまへの支援を充実してまいります。

調査サイトはこちら。
皆様のご協力をお待ちしています。

<https://www14.cyber.nrc.co.jp/gtw/tochigi20210803/>



パートタイム・有期雇用
労働法キャラクター
「パゆう」ちゃん



ご不明な点やご質問は、
栃木労働局雇用環境・均等室（028-633-2795）まで。

とちぎ公労使協働宣言実現会議設置要綱

1 目的

我が国においては、人口減少、少子高齢化という大きな課題があり、地方においてはそれが顕著な問題となっている。このため、「まち・ひと・しごと創生本部」が設置され、各地域がそれぞれの特徴を生かした自律的で持続的な社会の創生に取り組んできた。

地方創生には、「まち」の活性化が必要であり、そのためには「ひと」が必要とされる。さらに「ひと」が地方で定住するために、「しごと」がなければ地方創生はなしえない。

「しごと」とは、単に雇用の場の確保のみならず、働きやすく魅力ある職場をつくっていくことが必要である。

こうしたことから、栃木では平成 28 年 3 月 14 日に、別添の協働宣言を採択した。本会議は、これを実現するために設置されたものであり、この枠組みのもと、関係者が協力し、オール栃木で、多様な働き方を選択できる社会を実現し、働き手を確保し、栃木の活力を維持・発展させることに取り組んできた。平成 30 年 6 月に働き方改革関連法が成立し、平成 31 年 4 月より順次施行されるなど、「しごと」をめぐる情勢は次のステップに入ったところであるが、本会議は、これを機に、さらにこれまでの取組を加速させ、栃木において働きやすい職場を増やし、「しごと」の分野から経済の活性化や地方創生に貢献し、魅力あふれる栃木を実現していくことを目的とする。

2 構成委員

栃木労働局長（議長）
栃木県産業労働観光部長
関東経済産業局地域経済部社会・人材政策課長
宇都宮市経済部長（栃木県市長会）
茂木町商工観光課長（栃木県町村会）
一般社団法人栃木県経営者協会専務理事
日本労働組合総連合会栃木県連合会事務局長
一般社団法人栃木県商工会議所連合会専務理事
栃木県商工会連合会専務理事
栃木県中小企業団体中央会専務理事
足利銀行人事労務担当役員
栃木銀行人事労務担当役員
※栃木労働局総務部長（事務局長）

構成委員はあて職とし、後任者が引き継ぐこととする。

3 会議の内容

平成 28 年 3 月 14 日に採択された協働宣言を実現するために以下の内容を協議する。

- (1) 長時間労働抑制対策、過重労働による健康障害防止、年次有給休暇取得促進、在宅勤務（テレワーク）推進、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）も含めた働き方改革の推進に関すること。

- (2) 正社員転換・待遇改善の推進をはじめ、若者、高齢者、障害者の雇用の促進に関すること。
- (3) 職場における女性の活躍推進に関すること。
- (4) 金融機関と連携した働き方改革の推進及び正社員転換・待遇改善に関すること。
- (5) (1) から(4)に係る中小企業・小規模事業者の支援に関すること。
- (6) その他、労働分野における新たな将来的な課題に関すること。

4 会議の開催

議長は、必要に応じ会議を招集する。

5 庶務

本会議の庶務は、栃木労働局雇用環境・均等室において処理する。

令和元年9月11日

別添

協 働 宣 言

地方創生には、「まち」の活性化が必要であり、そのためには「ひと」が必要とされる。さらに「ひと」が地方で定住するために、「しごと」がなければ地方創生はなしえない。

「しごと」とは、単に雇用の場の確保のみならず、長時間労働の抑制や過重労働による健康障害の防止等をはじめとする仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）、正社員転換・待遇改善の推進、職場における女性の活躍推進や労働分野での新たな将来的な課題等に取り組み、「働きやすさ」の向上を持続的に目指し、魅力ある職場づくりを行うことである。

栃木において、働きやすい職場を増やし、「しごと」の分野から経済の活性化や「地方創生」に貢献し、さらなる栃木の魅力づくりを行うために、関係者が協力して、オール栃木で取り組むことを表明する。

平成28年3月14日

中小企業のみなさまへ

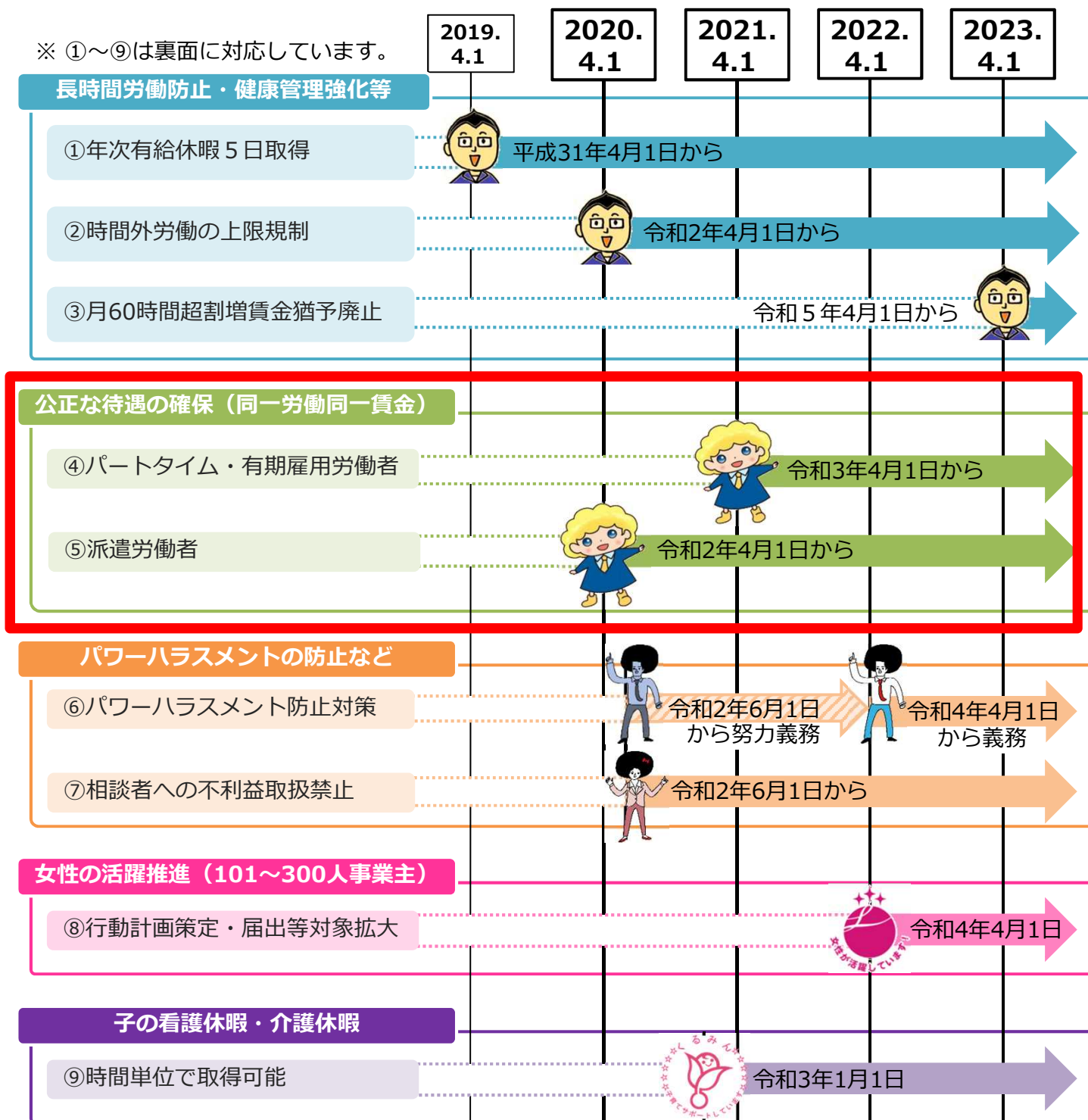
働き方に関する法律の施行日のご案内

働き方改革関連法をはじめ、働き方に関する様々な法律が成立しています。

中小企業のみなさまへ適用される時期を整理し、適用日までに計画的に準備を進めていただくことを目的としたリーフレットを作成しました。

思いがけず法令に反することがないように、ご活用ください。

※ ①～⑨は裏面に対応しています。



栃木労働局 雇用環境・均等室 TEL 028-633-2795

宇都宮市明保野町 1 - 4 宇都宮第2地方合同庁舎 3 階 FAX 028-637-5998

具体的な内容（パンフレット・リーフレット）

長時間労働防止・健康管理強化

①年次有給休暇5日取得

「年5日の年次有給休暇の確実な取得
わかりやすい解説」



②時間外労働の上限規制

「時間外労働の上限規制
わかりやすい解説」



③月60時間超割増賃金猶予廃止

「働き方改革
～一億総活躍社会の実現に向けて～」



パワーハラスメントの防止等

⑥パワーハラスメント防止対策



⑦相談者への不利益取扱禁止

「パワーハラスメント対策が
事業主の義務となります！」

中小企業の範囲

★ A・Bの**いずれか**に該当すれば中小企業 ★

→ 資本金・出資額のない企業は**労働者数のみ**で判断

業種	A（資本又は出資額）	B（常時使用する労働者）
小売業・飲食店	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

資本金・出資額のある企業

資本・出資額

or

労働者数

① 株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、（特例）有限会社

② 士業法人（監査法人、税理士法人、行政書士法人、司法書士法人、社会保険労務士法人など）

資本金・出資額のない企業

労働者数

上記以外の法人（社会福祉法人、公益社団法人、国立大学法人等）

※ **出資持分のある医療法人**は、出資金の総額及び常時使用する労働者の数により判断

出資持分：定款の「解散」規定に、残余財産は払込済出資額に応じて分配する旨あり

出資金の総額：貸借対照表の「純資産の部」の出資金の額

出資持分

or

労働者数

公正な待遇の確保（同一労働同一賃金）

④パートタイム・有期雇用労働者

「パートタイム・有期雇用労働法が
施行されます」



⑤派遣労働者

「平成30年労働者派遣法改正の概要
＜同一労働同一賃金＞」



女性の活躍推進（101～300人事業主）

⑧行動計画策定・届出等対象拡大

改正法の内容リーフレット



子の看護休暇・介護休暇

⑨時間単位で取得可能

「子の看護休暇・介護休暇が
時間単位で取得できるようになります」



栃木働き方改革推進支援センターのご案内

働き方改革推進支援センターでは、社労士等の労務管理の専門家が、働き方改革についての相談に応じています。**相談無料、秘密厳守**です。

こんなことで
悩んでいませんか？

残業の上限規制って何？

助成金の申請はどうすればいいの？

36 協定ってどうやって作るの？

同一労働同一賃金ってどうすればいいの？

そのお悩み、
ぜひ専門家に相談ください！

わが社の就業規則を見てほしい

テレワーク対応ってどうすればいいの？



「働き方改革推進支援センター」で、無料で訪問支援が受けられます！

「働き方改革関連法」の施行が順次始まっています。

全国47都道府県に設置されている「働き方改革推進支援センター」では、就業規則の作成方法や賃金規程の見直し、労働関係助成金の活用など、『働き方改革』に関連する様々な労務管理上の疑問点について、**無料で相談・支援を行っています。**

来所相談・電話相談のほか、**社会保険労務士等の専門家**が会社にお伺いする訪問支援も行っておりますので、「働き方改革推進支援センター」を是非お気軽にご利用下さい。

サポート事例の詳細は
「働き方改革特設サイト」へ



「働き方改革推進支援センター」の支援内容



来所相談・電話相談

専門家がセンターの相談ブースにて相談に応じます。
電話・メール及びWEBでの相談も受け付けています。
(受付時間：平日午前9時～午後5時)



セミナー開催

センターの企画により、随時、働き方改革セミナーを開催しています。



企業への専門家派遣（訪問相談サービス）

専門家が会社までお伺いして、1回あたり2時間程度、最大6回まで無料で相談をお受けします。



申込みは
裏面から！

栃木働き方改革推進支援センター ☎ 0800-800-8100
県北出張所 ☎ 0800-800-8103 県南出張所 ☎ 0800-800-8104

栃木働き方改革推進支援センター

所在地

センター：宇都宮市宝木本町1140-200 (TMC宇都宮支店内)
県北出張所：那須塩原市大原間西1-10-6 (TMC本社内)
県南出張所：小山市中央町3-3-10 ロブレ632ビルB301 (TMC小山支店内)

連絡先

センター：☎ 0800-800-8100
県北出張所：☎ 0800-800-8103
県南出張所：☎ 0800-800-8104
✉ support@tochigi-hatarakikata.com

受付時間

平日午前9時～午後5時

HP

<https://www.tochigi-hatarakikata.com>

QRコードよりホームページをご覧ください



MAP

センター及び県北・県南出張所の位置図は
ホームページからご覧ください

相談は無料です。1回2時間を標準として、**最大6回まで支援**します。

栃木働き方改革推進支援センター支援等 FAX申込書

FAX番号 028-615-7620
(お申込み後、1週間以内にお電話でご連絡いたします)

貴社名		TEL	
お名前		FAX	
所在地		Mail	

【ご訪問希望日時】

☐第1希望： 月 日 (曜日) 午前・午後 ☐オンライン相談希望
☐第2希望： 月 日 (曜日) 午前・午後
☐第3希望： 月 日 (曜日) 午前・午後

【支援の方法】※センター、県北及び県南出張所での電話相談は随時受けておりますのでご利用ください

☐センター来所相談 ☐県北・県南出張所来所相談 (専門家とのWEB相談)
☐個別訪問相談 ☐WEBによる個別相談 ☐セミナーの開催
☐WEBによるセミナーの開催 ☐その他

【ご相談内容】

☐働き方改革関連法の説明 ☐労働時間関係 ☐年次有給休暇
☐同一労働同一賃金関係 ☐人手不足関係 ☐テレワーク関係
☐働き方改革に伴う各種助成金 ☐就業規則 ☐その他
(具体的な相談内容を御記載ください)



※ご記入いただいた個人情報は、ご相談受付の目的のみ使用し、目的以外の使用は致しません。